

「歴史総合」と三・一独立運動 ～「民族自決」という概念を通して～

湘南高校 中山拓憲

はじめに

来年度から新科目「歴史総合」の授業が始まる。授業方法もそうであるが、そこで用いられる概念や資料についても課題は多い。そこで、今回は歴史分科会春季大会での報告をもとに、三・一独立運動（以下、三・一運動）をとり上げて、資料を用いて「民族自決」の概念について考えたい。

1 「民族自決」を考えるための単元構想

「民族自決」とは民族の独立を意味し、東ヨーロッパでは適用されたが、アジアでは適用されなかった。一地域一民族であることを前提とし、欧米列強によって与えられるもので、本当の意味での「民族自決」かを考える単元構想を考えてみた。

- ・1時間目 資料を見て問いを考えよう（戦間期を「民族自決」の視点から捉えるための問い）
まず「①戦間期の独立国・独立運動を記した世界地図」、「②ウィルソンの「14か条」の第5条(民族自決に該当するとされる箇所)」の2つの資料を配布し、生徒に問いを作らせる。「なぜ東ヨーロッパの国々は独立できたのか。」「アジアでは独立している国とそうでない地域があるのはなぜか。」など、この先の授業内容にかかわる問いが出るとよいが、教師にとってある程度の誘導はやむを得ないだろう。
- ・2時間 ウィルソンの「民族自決」とは何だったのか？
「民族自決」とはそもそもどういうものだったのかを、ウィルソンの発言・文章等から考える。様々な圧力があり、最初の意味から変わっていく様子が面白い。(長田彰文 2005)
- ・3時間目 なぜ東ヨーロッパの国々は独立できたのか？
東欧は、「民族自決」が適用され独立した。それはなぜか(列強の利害)。どの様に国家が作られたか(多くは多民族国家)。その後、どの様な歴史を歩んだか(ドイツやソ連の影響下へ)。東欧に適用された「民族自決」は、民族の独立だったのか、周辺国に利用されただけなのか考えさせたい。
- ・4時間目 なぜ第一次世界大戦後のアジアには独立している国、そうでない国があるのだろうか。
アジアには、「民族自決」は適用されなかった。しかし戦間期に独立を達成した国、主権を確立した中国やトルコのような国は少なくない。「民族自決」が適用されなかった地域で、なぜ独立運動がおき、どのようにして独立が達成されたのか。独立した国の状況はどうだったのか。
- ・5時間目 「民族自決」とは何だろう(まとめ)
以上を踏まえて、ウィルソンの「民族自決」が本当に民族の自決だったのかを考えるでは本当の民族自決とは何かを考えてみたい。現地の民族が支配していれば、独裁国家でもいいのだろうか。

2 三・一運動の概要と問い

三・一独立運動を、上の単元構想に入れるとすれば、4時間目と5時間目の間、もしくは6時間目ということになる。朝鮮では「民族自決」が適用されず、結局独立できなかった。ここで朝鮮の人びとはどのように民族の自決を達成しようとしたのかを考えたい。「民族自決とは何か」を考える上で、より多面的に考える材料を提供するだろう。

三・一運動の期間には全232府郡のうち212府郡で、1214回の運動が起こった。ほとんどが1919年

の3月から5月に起こっている。府・郡は当時の行政単位で、道の下になる。日本の武断統治下で運動に参加することは、強い弾圧を受ける恐怖を伴ったが、人口の6%に及ぶ110万人が参加した。また参加者以外の圧倒的多数の人びとも沿道から拍手などをして、デモを見守った。

2つの問い「問1、多くの朝鮮人たちは三・一運動になぜ参加したのか」「問2、三・一運動は、どのような影響をもたらしたのか」を通じて、三・一運動を見ていこう。

3 三・一運動の経緯

まず「民族自決」を朝鮮の知識人たちがどう受け止めたかをみたい。海外の朝鮮人の運動の影響も受け、朝鮮国内では天道教・キリスト教・仏教の宗教各界の33人が集まり独立運動を計画した。33人は自らを「民族代表」として『独立宣言書』を作成した。学生たちと共に、1919年3月3日に行われる高宗の国葬のために全国から人々が集まる事を踏まえて、3月1日に運動を計画した。「民族代表」は『独立宣言書』を2万部印刷し、全国に届けた。『独立宣言書』の最後には「公約三章」を掲げた。

「公約三章」

1、今日吾人此挙は正義人道生存尊榮の為にする民族的要求にして、乃ち自由的精神を發揮するものにして決して排他的感情に逸走べからず。2、最後の一人迄最後の一刻迄民族正当なる意思を快く発表せよ。3、一切の行動は最も秩序を尊重し、吾人の主張と態度をしてあくまで公明正大ならしむべし。

民族代表の「民族自決」に対する考え方を確認しよう。第1章の「決して排他的感情に逸走べからず。」は、主権を奪い取る独立運動とは相容れない。「民族代表」にとって独立は請願するものである。3章では「一切の行動は最も秩序を尊重し」とあり、三・一運動が非暴力運動だと評価されているが、彼らは「騒ぎが大きくなってはいけない」と、中華料理店で独立宣言書を朗読した後は自首している。非暴力であるが、運動したとは言いがたい。第二章に「最後の一人迄最後の一刻迄」とあるが、学生たちの抗議に対し、「勝手にやれ」と言ったといわれ、最後どころか最初の段階で運動を諦めている。運動が全国各地に広がったこと、その多くが非暴力運動であったことは、彼らの功績が大きかったと言えるだろう。しかし限界があったと言える。

京城（ソウル）では学生たちが中心となって万歳デモ行進を行った。極めて平和的な運動であった。徐々に商店のストライキや同盟休校（一斉で欠席すること）などの実力行使運動が行われた。その後、運動は農村に広がっていく。全国各地から（多くは農村であるが）、3月3日の高宗の国葬に参列するために京城に集まった人々が、万歳デモ行進を目撃し、独立宣言書も入手した。

三・一運動には統一した指導者がいなかった。都市でも農村でも、目撃者の「語り」や『宣言書』が伝わり運動が起こった。農村においては、運動の主導者が字を読めなかったり、『宣言書』自体がなかったり、または直接運動に参加していない場合もあった。「語り」によって様々な「運動」が想像されていたのである。農村の運動は、三・一運動は朝鮮王朝期から続く民乱の伝統を踏襲した例が多かった。農村では、民乱同様に、10日に1回程度、開かれる市日に運動が行われ、農楽が鳴らされ、参加強制も行われた。暴力を伴うものも少なくなかった。全運動の約25%は暴力的な運動であり、多くが農村の運動であった。農民たちは槍・鎌・棍棒で武装し、面事務所、憲兵隊派出所、駐在所などを襲撃した。建物を破壊し、土地台帳や課税台帳を奪取、焼却した。しかし略奪等、私利私欲に走った行為は行われなかった。朝鮮人の役人に万歳を強制し、日本人の手先となって働いた朝鮮人憲兵補助員に攻撃を加えた。日本人官憲も少数であるが殺害も行った。

4 三・一運動参加の理由～資料を踏まえて

ここで先ほど述べた「問1なぜ110万に及ぶ朝鮮人たちは三・一運動に参加したのか」について考えてみたい。三・一運動に参加するに至った理由としてよく挙げられるのは以下の内容である。ここまで述べてきたとおり、都市知識人にはウィルソンの「民族自決」が強い影響を与えた。ただし多くの朝鮮人にとって大きかったのは次の2つである。一つは高宗の死である。高宗の死に対して、にわかには日本による毒殺説が流れたのである。もう一つの理由が、憲兵警察制度を軸とする武断政治であった。

三・一運動は資料学習に適している。資料が日本語で書かれており、かつ詳細な資料がある。またその多くが、横浜市であれば市立図書館で借りられる。また論文でも多くの資料が用いられている。論文資料は、史料の文脈を読み間違えないですむというメリットがある。ここから生徒に、問いの答えを考えさせるのは面白い。史料に残された1人1人の発言から参加理由を改めて見てみよう。

- ①「京城学校生黄道文が京城より印刷物を携帯し帰り之を見るときは仏国巴里の講和会議に平和主義を為すこととなり、朝鮮も日本と分離して独立すべきことなれば江華も独立万歳運動を要するも、多人数ならざれば不可なれば、吾吾は其の首謀者となり江華市場に於いて市日を利用し、群衆を扇動し運動をなし度に付加入を申し来りたれば私も賛成し同意した。」
- ②「(前略)(運動に参加して検挙された)白丁(朝鮮王朝時代の被差別民)は答えて世界一等国の臣民となるよりはやはり朝鮮人で白丁たることが望みだと云ったさうであります」①には「民族自決」の影響が見られ、独立するためには人数が必要だから運動を起こしたことがわかる。また②を見ると、被差別者にもナショナリズムが見られる。
- ③「我国は独立国となったのであるから、吾人同胞は双手をあげ独立万歳を高唱しなければならない。」
- ④「日本軍志望の職工「群衆が独立万歳と云っておりますから私も嬉しかったから皆の者と共に万歳万歳と唱えました」
- ⑤「この様に各方面から万歳を唱えて居る。然るにこの村だけ黙っているのは他の村に対して具合が悪いようなことはあるまいか」万歳デモを見て、独立したと誤解した者は少なくなかった。また親日的傾向を持つ若者まで参加した。
- ⑥「里民挙げて朝鮮独立万歳を唱うければ参加すべし。若し服せざる者は殺傷または家屋に放火すべし」
- ⑦「この様な時分に面長が頭目にならぬと云うことがあるか。面長が頭目にならねばならぬ」
- ⑧「無理に引き出されたのでこの様なことになりましたから許して戴きたいのです。」同調圧力を超えて、参加強制が働いていたことがここからわかる。
- ⑨「監獄署へ行くような恐ろしいことをする時は飲酒せなければならぬ」
- ⑩「忠清北道憲兵報告「主導者は濁り酒の酔いに乗じて発動、群衆を強要して雷同せしめ其の雷同共鳴者の多くも又殆ど酔興状態にて其の心理極めて熾烈相貌態度全く一変して熱狂し、警備機関の目前にて跳ね回りながら万歳を闊呼する動作は全く無我夢中の状態にて官憲の制止説諭も意に介せず、群衆の増加と共に益々猛烈と為りて暴行を始め銃声にも怯まず、隅々死者負傷者を目撃して初めて恐れ解散するの状況なり。」恐怖を乗り越えるために酒を飲んで参加している事が判る。
- ⑪「今より駐在所を襲撃するなり。監督巡查は銃を撃って死すものがあっても死屍を跨げ。駐在所に入り破壊放火して、監督巡查を打殺すべし。」
- ⑫「ことに憲兵補助員は巡查補に採用さるる朝鮮人の行動甚だ憎むに足るもの多し」
- ⑬「共同墓地制廃止、火田耕作制限撤廃、林産物自由採取、煙草税の廃止」「地方行政に対し不満」

受動的な理由で参加した人が少なからずいたように思えるが、とは言え弾圧の恐怖を乗り越えて参加するのは並大抵のことではない。根底には、植民地行政への強い不満があったと考えられる。だから「雷同者」すら熱狂する(⑪)。総督府という他者に日常生活まで決められる状況からの脱却が目指された。

5 運動の影響(「問2、三・一運動は、どのような影響をもたらしたのか。」)

三・一運動の結果の大きな変化と言え、武断政治から文化統治の転換であり、憲兵警察制度から普通警察制度への転換であった。なぜそれらは達成できたのか。実は、三・一運動前から、陸軍は予算削減の視点から、総督府の文官官僚は軍人に対する対抗意識から、また国内の政友党も大正デモクラシーの流れから、憲兵警察制度に反対していた。これにとどめを刺したのが農村の運動だった。

三・一運動の農村の運動に於いて、憲兵警察制度は統治の限界を顕わにした。憲兵・警察では鎮圧しきれず、軍隊も動員して徹底した弾圧を加えた。朝鮮人警察官の中には、運動に参加したり、退職したりする者も多かった。日本人の憲兵警察官の少ない僻地では、応援が間に合わなかった。合計で45か所の警察官駐在所、憲兵派遣所が撤退に追い込まれた。朝鮮総督府内の軍人は憲兵警察制度の維持を主張したが、統治の失敗を問われ廃止に追い込まれた。農民たちは、三・一運動を通じて、不満を持っていた憲兵警察を追い出すことに成功したのだ。その後の植民地支配を見れば、手放しで喜べることではないが、一時的にせよ農民たちは彼らにとっての民族自決に成功したと言える。

また三・一運動は、独立には結びつかなかったものの、アメリカ国内における日本批判を高めた。総督府による農村を中心とする地方の運動における朝鮮人への弾圧が宣教師によって伝わったからである。共和党上院の大物ボラーは「(前略) (国際) 連盟は(中略) 朝鮮をある強欲な国(日本) が待ち構えている屠場へと追い返してしまった」と発言したが、他にも様々な議員が日本に対する批判を行った。その結果、上院において朝鮮独立支持案が賛成34、反対46、棄権16となり、一定の支持を集めた。国際連盟の主張は欺瞞に過ぎないとされたことが、米国は国際連盟に加盟しなかった一因となったと考えられる。

おわりに

新科目「歴史総合」で重視される概念用語である「民族自決」を取り上げ、三・一運動をみてみた。「民族自決」を知った朝鮮知識人たちは、独立に近づくために運動を起こすことすらためらい、結果として独立から離れていった。一方で、「民族自決」という言葉を正確に理解していなかった多くの朝鮮人たちはむしろ独自の運動を展開し、武断政治を廃止に追い込んだ。東欧の例、アジアの例を考えても、この時代の「民族自決」は欧米主導であるべきでなかったと個人的には考える。その後の時代や現代ではどうなのか。「民族自決」という一つの概念を考えるだけでも、多様な面があり、そのような多様性を理解していくことが今後の歴史教育で求められるだろう。

《参考文献》

- 趙景達『近代朝鮮の政治文化と民衆運動－日本との比較』有志舎、2020年
長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係－朝鮮独立運動とアメリカ1910－1922』、2005年
松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察－1905～1945年』校倉書房、2009年
市川正明編『三・一独立運動3 朝鮮独立運動別巻』原書房、1984年